

## 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業の範囲等)

第2条 要綱第3条に掲げる補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）の範囲等は、別表第1に定めるとおりとする。

2 要綱第4条に規定する査定事業費の算出に当たっては、次の事業費は補助対象経費から除く。

- (1) 市町村等の組織運営（施設運営）に係る経常経費
- (2) 祭事、単年度イベント等の実施経費
- (3) 公営企業の事業費及び公営企業に対する繰出金（補助負担金を含む。）
- (4) 国、県等への要望活動を主とする広域連携事業に係る経費
- (5) 設備等の導入及びリースに係る事業において、補助対象経費から国庫支出金、地方債相当額等の特定財源を控除した額が、事業を実施する年度における経常経費の削減額以下となることが見込まれる事業費

3 別表第1のうち、施設整備事業の対象は、次のとおりとする。

- (1) 新築、新設（買収を含む。）、増改築、増設及び改良工事に限り、原則として、維持補修及び撤去工事は補助の対象から除く。
- (2) 別表第2に定めるものについては、補助の対象に含む。
- (3) 賃貸借に係るものは除く。ただし、設置条例を定める施設（見込みを含む。）については、この限りでない。
- (4) 用地（取得、造成等）及び初度調弁は、原則として補助対象経費から除く。
- (5) 施設整備に伴い実施される門、柵、塀等の外構工事は補助の対象に含め、事務経費は除く。

4 施設整備事業においては、本工事、附帯工事（水道利用加入金等を含む。）及び設計監督料（実施設計費及び工事監督料とする。）に区分して査定事業費を算出する。

5 要綱第4条に規定する査定事業費が、別表第3に掲げる下限事業費未満の事業は、補助の対象から除く。

6 他の県補助金採択可能事業は、原則として補助の対象から除く。

(補助額の算出の単位)

第3条 要綱第4条に規定する個々の事業の取扱い等は、次のとおりとする。

- (1) 事業箇所を補助金算出の単位となる1件として取り扱うものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、市町村等が策定する計画等に基づき一体的に整備する事業にあつては、年度で一括して1件の事業として取り扱うことができるものとする。
- (3) 同一建物が2以上の事業の用に供される場合は、原則としてそれぞれの事業の用に供される部分ごとに分別して1件の事業として取り扱う。

(特定財源の控除方法)

第4条 要綱第4条に規定する査定事業費からの特定財源の控除方法は、次のとおりとする。

- (1) 地方債を除く特定財源については、その充当額（予定を含む。）を控除するものとする。
- (2) 起債対象事業については、地方債の届出又は協議等の有無にかかわらず、前号の規定を適用して算出した額のうち2,000万円を超える部分に、別表第4に掲げる地方債充当率を適用して算出した地方債相当額を控除するものとし、地方債相当額の算出方法は次のとおりとする。

地方債相当額＝（査定事業費－特定財源（地方債相当額を除く。）－2,000万円）×（1－地方債充当率）

- 2 要綱第4条の2第1項第1号に規定する査定事業費からの特定財源等の控除方法は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 地方債を除く特定財源については、その充当額（予定を含む。）を控除するものとする。
- (2) 前号の規定を適用して算出した額から、定額補助分を控除するものとする。
- (3) 起債対象事業については、地方債の届出又は協議等の有無にかかわらず、前号の規定を適用して算出した額のうち2,000万円を超える部分に、別表第4に掲げる地方債充当率を適用して算出した地方債相当額を控除するものとし、地方債相当額の算出方法は次のとおりとする。

地方債相当額＝（査定事業費－特定財源（地方債相当額を除く。）－定額補助分－2,000万円）×（1－地方債充当率）

（継続事業の補助金充当可能額の算出方法）

第5条 継続事業（PFI事業の場合を除く。以下同じ。）については、要綱第4条に規定する補助金充当可能額は、当該年度までの査定事業費の合計に基づいて算出した補助基準額から、前年度までの査定事業費の合計に基づいて算出した補助基準額を控除した額に、補助率を乗じて得た額とする。

- 2 要綱第3条第4号アに該当する事業に係る継続事業については、前項の規定にかかわらず、要綱第4条の2第1項第1号に規定する補助金充当可能額（地方創生推進事業）は、当該年度までの査定事業費の合計に基づいて算出した補助基準額から、前年度までの査定事業費の合計に基づいて算出した補助基準額を控除した額に、補助率を乗じて得た額と、当該年度の定額補助分を合算した額とする。

（事業計画書の提出先等）

第6条 要綱第6条に規定する神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金要望事業計画書（以下「事業計画書」という。）の提出先は、地域県政総合センター（横浜市、川崎市及び相模原市が実施する事業並びに要綱第3条第5号に掲げる事業にあつては市町村課。以下「地域県政総合センター等」という。）とする。

- 2 地域県政総合センター等は、事業計画書の内容を審査及び査定し、その結果を神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金要望事業査定結果集計表（第1号様式）及び同（地方創生推進事業分）（第1号様式－2）（以下「要望事業集計表」という。）により取りまとめ、地域県政総合センターにあつては、速やかに市町村課に報告するものとする。

- 3 市町村課は、要綱第3条第5号に掲げる事業については、前項における審査及び査定を、地域県政総合センターに依頼することができるものとする。

(採択可能事業の決定等)

第7条 採択可能事業の決定等については、次のとおりとする。

- (1) 市町村課は、要望事業集計表により集計した額が、予算の範囲内である場合には要望事業集計表のとおりとして、また予算を超過する場合には、次に掲げる優先順位に基づき調整を行うこととする。

優先順位	補助対象事業（要綱第3条に掲げる事業）
1	第1号ア(ア)、第3号、第4号ア
2	第1号ア(イ)
3	第1号イ、第2号、第4号イ

- (2) 要綱第4条の2第2項に規定する要綱第3条第4号アに該当する事業に係る予算額の範囲内で知事が別に定める額を、要望事業集計表により集計した要綱第3条第4号アの合計額から要綱第4条の2第1項第1号に定める定額補助分を控除した額を超える場合は、別表第1の(4)ア地方創生推進事業に掲げるSDGs推進事業に優先的に配分することとする。
- (3) 市町村課は、第1号及び前号に定める調整の結果を地域県政総合センターに通知するものとする。
- (4) 地域県政総合センター等は、前号の通知に基づき採択可能事業を決定し、市町村等へ通知するものとする。

(補助金の交付申請等)

第8条 地域県政総合センター等は、前条の規定により市町村等に通知をしたときは、市町村等に要綱第7条に規定する神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金交付（変更交付）申請書（以下「交付申請書」という。）の提出を指示するものとする。

2 市町村等は、交付申請書を地域県政総合センター等に提出するものとする。

3 交付申請書に添付する書類が第6条第1項に規定する事業計画書に添付する書類と同じ場合は、これを省略することができるものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 地域県政総合センター等は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、規則第4条及び第6条の規定による交付決定及び通知（第2号様式）をするものとする。

2 地域県政総合センターにあっては、交付決定後速やかに、交付決定通知（第2号様式）及びその添付書類の写しを市町村課に送付するものとする。

(事業変更（中止・廃止）承認申請書の提出)

第10条 要綱第9条に規定する交付決定事業の変更承認等については、次のとおりとする。

(1) 市町村等は、変更承認を受けようとするときは、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金変更（中止・廃止）承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を地域県政総合センター等に提出するものとする。

(2) 地域県政総合センター等は、変更承認申請書の内容を審査し、市町村等に変更承認決定及び通知（第3号様式）をするものとする。

(実施状況等の聴取)

第11条 地域県政総合センター等は、要綱第11条第1項に規定する状況報告を受けたときは、その結果を神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金実施状況結果集計表（第4号様式）及び同

(地方創生推進事業分) (第4号様式-2) (以下「実施状況集計表」という。)により取りまとめ、地域県政総合センターにあっては、速やかに市町村課に報告するものとする。

2 市町村課は、実施状況集計表の報告を受けた場合においては、予算との調整を行う。

3 第7条第1号の規定は、前項の予算との調整について準用するものとする。

(補助金の変更交付申請等)

第12条 地域県政総合センター等は、第7条第3号の通知に基づき既交付決定事業に追加して採択可能事業を決定する場合及び交付決定額の変更を要する場合においては、市町村等に要綱第7条第1項に規定する交付申請書の提出を指示するものとする。

2 第8条第2項及び第3項並びに第9条の規定は、交付申請書の提出並びに変更交付決定及び通知(第5号様式)について準用するものとする。

(実績報告等)

第13条 市町村等は、要綱第12条第1項に規定する神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金完了実績報告書(以下「完了実績報告書」という。)又は同条第2項に規定する神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金年度終了実績報告書(以下「年度終了実績報告書」という。)を地域県政総合センター等に提出するものとする。

2 地域県政総合センター等は、完了実績報告書又は年度終了実績報告書の内容を審査及び査定し、その結果を神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金交付決定事業実績報告査定結果集計表(第6号様式)及び同(地方創生推進事業分)(第6号様式-2)により取りまとめ、地域県政総合センターにあっては、速やかに市町村課に報告するものとする。

3 市町村課は、要綱第3条第5号に掲げる事業については、前項における審査及び査定を、地域県政総合センターに依頼することができるものとする。

(現地検査)

第14条 地域県政総合センター等は、前条の規定による完了実績報告書又は年度終了実績報告書の内容の審査の結果、必要と認めるときは現地検査を実施するものとする。

(補助金の額の確定)

第15条 地域県政総合センター等は、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、第9条の規定に基づき行った交付決定の額(第12条の規定により変更交付決定を行った場合はその額)と確定額が相違する場合は、速やかに市町村等に通知(第7号様式)するものとする。

(予算の調整等)

第16条 市町村課は、予算の効率的な執行及び公平な補助金執行を担保するため、地域県政総合センターと連携を図りつつ、補助金の執行に当たり総合的な調整を行うことができるものとする。

(関係所管課の協力)

第17条 地域県政総合センター等が審査及び査定を実施するに当たり、県の施策との整合の確認や、専門的な知見による意見を要するときは、必要に応じて関係所管課に意見を求めることができるものとする。

(その他)

第18条 前条までに規定するもののほか、特別の必要がある場合は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱第3条第3号イに該当する事業については、平成27年度以前に採択された事業に限り、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱第3条第4号アに該当する事業については、平成31年度までの時限措置として交付対象とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 要綱第3条第2号ウ(ア)に該当する事業については、平成33年度までの時限措置として第7条第1号に定める優先順位を第1位とする。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 第7条第2号の取扱いについては、平成31年度までの時限措置とする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱第3条第4号アに該当する事業については、令和2年度までの時限措置として交付対象とする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱第3条第4号アに該当する事業については、令和3年度までの時限措置として交付対象とする。
- 3 第7条第2号の取扱いについては、令和3年度までの時限措置とする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正前に交付を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱第3条第4号アに該当する事業については、令和6年度までの時限措置として交付対象とする。
- 4 第7条第2号の取扱いについては、令和6年度までの時限措置とする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正前に採択された事業については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

補助対象事業	対象範囲等
(1) 自治基盤強化型事業	
ア 広域連携事業	
(ア) 権限移譲型広域連携事業	県からの権限移譲事務について実施する広域連携事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設整備事業等（用地及び設備等購入費を含む。）</li> <li>・ ソフト事業（構想調査費、調査設計費等、工事の準備期間における経費を含み、3年間に限る。）</li> <li>・ 建物建設又は建物等購入費に代えて土地建物の長期賃借を行う場合の賃借料（3年間に限る。）</li> </ul>
(イ) 固有型広域連携事業	市町村の固有事務について、経費節減・定数削減等の行革効果に着目して実施する広域連携事業、国・県施設と市町村施設との合築等事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象経費の範囲は、ア(ア)と同一</li> <li>・ 横浜市、川崎市及び相模原市が実施する事業は除く。</li> </ul>
イ 個別市町村事業	
(ア) 単独市町村権限移譲準備事業	県からの権限移譲に向けた単独市町村実施の準備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象経費の範囲は、ア(ア)と同一</li> </ul>
(イ) 施設統廃合事業	市町村の施設統廃合計画等に基づく既存施設の施設整備事業等
(ウ) 施設長寿命化・老朽化対策事業	公共施設等総合管理計画の個別施設計画等に基づき実施する事業（ただし、整備後10年以上経過し、耐用年数を10年以上延長する工事に限る。）
(2) 広域行政課題解決型個別市町村事業	
ア 広域的利用施設整備等事業	広域的に利用される施設の施設整備事業等
イ 市町村間相互利用施設整備等事業	市町村間で相互利用協定を締結した施設に係る施設整備事業等
(3) 市町村提案型事業	
市町村提案型全県モデル事業	全県的な視点で、他の市町村への波及効果のある、または、先進的なモデル事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象経費の範囲は、(1)ア(ア)と同一</li> </ul>
(4) 圏域特例事業	
ア 地方創生推進事業	市町村の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく次に掲げる事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象経費の範囲は、(1)ア(ア)と同一。</li> <li>・ 原則として、規則第2条第5項に規定する間接補助事業等は除く。</li> <li>・ 市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）が実施する事業に限る。</li> </ul> ①SDG s 推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方創生推進事業のうち、国の自治体SDG s 未来都市の公募に対しモデル事業として提案した事業で、SDG s の理念に沿った取組を推進し、その取組を他の自治体にも普及展開させることに資する事業</li> </ul> ②その他事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方創生推進事業のうちSDG s 推進事業に該当しない事業</li> </ul>

補助対象事業	対象範囲等
イ 特定地域支援特例事業	小規模市町村（前年度の住民基本台帳人口5万人未満の市町村）が特定地域の実情に応じて実施する施設整備事業等
(5) 知事特認事業	
ア 災害復旧等事業	<p>次のいずれかの要件を満たした場合に活用を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局地激甚災害の指定を受けた市町村において、公共施設等の災害復旧事業を実施する場合</li> <li>・ 上記にかかわらず、公共施設等の災害復旧事業費が、当該団体の補助金の交付を受けようとする年度の前年度の標準財政規模の1%を超えると見込まれる場合</li> </ul> <p>補助対象経費の範囲は、次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該団体の災害復旧事業を補助・単独別にそれぞれ一括して1件の事業とする</li> <li>・ 補助金の交付を受けようとする年度の前年度の標準財政規模の1%を超える所要一般財源部分のみ</li> <li>・ 需用費のうち修繕費（備品、物品の修繕を除く。）</li> <li>・ 委託料（公共施設等の復旧に係るもの）</li> <li>・ 工事請負費</li> <li>・ 原材料費（土嚢購入費等）</li> <li>・ 補償、補填及び賠償金（公共施設等を原因とする民間等への補償金等）</li> <li>・ 災害復旧事業が2箇年以上の工期が見込まれる場合は、2年目まで継続事業として対象</li> </ul>
イ その他	その他、知事が特に認める事業

※ 「圏域」とは、地域県政総合センター所管区域の範囲を示す。

別表第2（第2条関係）

対象事業の範囲	事業の内容
施設の機能転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに、補助事業に該当する施設の利用に供することを主たる目的として既存施設の機能転換を図るための工事で、建築後10年以上経過した施設で、当該整備後10年以上その機能を有する施設整備事業を対象とする。</li> <li>・ 機能転換の対象の範囲は、次のことを全て満たす事業とする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 機能転換後の新たな施設に固有なものとして必要となる施設整備工事。ただし、固有な施設整備が不要な場合については、天井・壁・床の張替え等の全面にわたる改修工事を対象とする。</li> <li>(2) 機能転換した施設を公共施設設置条例で定めるもの（見込みを含む。）。ただし、設置条例を定めない場合は、施設の設置目的及び利用計画が明らかになっているもの</li> <li>(3) 備品類の購入に要する経費は除く。</li> </ol> </li> </ul>
P F I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業に該当する建物等施設整備事業を、P F I 事業として行った場合に対象とする。</li> <li>・ 対象とするP F I 事業の手法は、次のものとする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) B T O方式 施設完成後、施設の所有権は市町村等へ移転し、一定の事業期間その施設の維持管理、運営を民間事業者が実施する方式</li> <li>(2) B O T方式 施設を建設し、一定の事業期間の運営を行い、事業終了後、施設を市町村等へ譲渡する方式</li> </ol> </li> <li>・ 対象範囲は、サービス購入費のうち、建物等の建設・取得に関する費用の元金分（消費税込み）（補助対象経費に係る部分に限る。）とする。</li> </ul>

別表第3（第2条関係）

下 限 事 業 費

区 分	施設整備事業	施設整備以外の事業
都 市	1千8百万円	6百万円
町 村	9百万円	3百万円

※ 要綱第3条第1号ア、同号イ(ア)、第3号、第4号ア及び第5号（施設整備以外の事業に限る。）については、下限事業費を適用しない。

※ 要綱第3条第1号イ(ウ)及び第5号（施設整備事業に限る。）においては、「施設整備以外の事業」欄の下限事業費を適用する。

※ 要綱第3条第4号イにおいては、下限事業費を3百万円とする。

## 別表第4（第4条関係）

## 地 方 債 充 当 率

事 業 名	充当率 (%)	事 業 名	充当率 (%)
1 文化施設	75	8 道路施設（補助事業）	90
2 地域福祉施設	75	（単独事業）	75
3 地域保健施設	75	9 河川施設（補助事業）	90
4 生涯学習施設	75	（単独事業）	75
5 スポーツ施設	75	10 自転車等駐車場（補助事業）	90
6 公園施設（補助事業）	90	（単独事業）	75
（単独事業）	75	11 その他（補助事業）	90
7 地域コミュニティ施設	75	（単独事業）	75

- 第1号様式 令和 年度 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金要望事業査定結果集計表（第6条第2項関係）
- 第4号様式 令和 年度 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金実施状況結果集計表（第11条第1項関係）
- 第6号様式 令和 年度 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金交付決定事業実績報告査定結果集計表（第13条第2項関係）

( ) 地域県政総合センター

団体名	事業区分	事業箇所名	整備形態等	分割前	補助対象経費	特定財源	特定財源控除後の額	20,000千円	20,000千円控除後の額	地方債相当額控除後の額	補助基準額	補助金充当可能額	補助金充当額	備考
				査定事業費 ①	実績額 ③	(地方債相当額を除く) ④	②or③-④ ⑤	(又は按分額) ⑥	⑤-⑥ ⑦	⑦×(1-起債充当率) ⑧	⑧+⑥ ⑨	⑨×1/3or1/2 ⑩	⑩ ⑪	
計														

[ ]

(第1号様式・第4号様式・第6号様式の注意事項)

【共通項目】

- 1 表題の第1号様式・第4号様式・第6号様式のうち、該当するものに「レ」を付し、年度を記入し、それぞれ別葉に作成してください。
- 2 「事業区分」欄は、要綱第3条に定める事業の区分名を記載してください。
- 3 「事業箇所名」欄は、施設の名称等を記入してください。また、施設の整備形態等について、「整備形態等」欄に次の略称を記載してください。なお、複数該当する場合は、該当するもの全てを記載してください。

・新築、新設（買収を含む）	……………	(新)
・増改築、増設、改良	……………	(改)
・施設の機能転換	……………	(転)
・P F I 事業	……………	(P)
・賃貸借によるもの	……………	(貸)
- 4 起債対象事業については、別表第4のうち適用した事業名を備考欄に記載してください。
- 5 継続事業の場合は、①欄又は②欄に、当該年度までの査定事業費総額又は補助対象事業費総額を記入し、⑨欄には、①欄又は②欄の額に基づいて算出した補助基準額から前年度までの補助基準額を控除した額を記入してください。なお、余白に⑨欄に記入した補助基準額の算出根拠を記載してください。ただし、P F I 事業は除きます。
- 6 要綱第3条第1号のアの(7)（権限移譲型広域連携事業）に掲げる事業の場合は、県からの権限移譲前までに係る経費と権限移譲後に係る経費を別行として記載してください。この場合、⑥欄の20,000千円控除の額は、②欄の額の割合で按分して算出し、⑨欄の補助基準額は、⑧欄の額に⑥欄の額を加算した額としてください。また、県からの権限移譲前までに係る経費として計算した行の備考欄には、第4条に基づき算出した「権限移譲特別加算交付金」の額を記載し、⑩欄には当該額を加算した額を記載してください。（この場合、⑨欄と⑩欄が同額となることに注意してください。）
- 7 同一の事業箇所において、国庫補助等対象部分（いわゆる補助事業）とそれ以外の部分（いわゆる単独事業）がある場合は、それぞれ別行として記載し、②欄にて①欄の補助対象経費を分割してください。この場合、⑥欄の20,000千円控除の額は、②欄の額の割合で按分して算出し、⑨欄の補助基準額は、⑧欄の額に⑥欄の額を加算した額としてください。

【第1号様式（要望事業査定結果集計表）】関係

- 1 ①欄及び②欄に要望事業の査定結果額を記入し、③欄及び⑪欄は記入不要です。なお、④欄以降は、①欄及び②欄に基づいて算出した額を記入してください。

【第4号様式（実施状況結果集計表）】関係

- 1 ①欄及び②欄に実施状況として報告のあった額を記入し、③欄及び⑪欄は記入不要です。なお、④欄以降は、①欄及び②欄に基づいて算出した額を記入してください。

【第6号様式（実績報告集計表）】関係

- 1 ②欄には、最新の要綱第2号様式-3の「(表頭)申請額(表側)計A」に係る額を記入し、①欄及び③欄は実績報告の査定結果額を記入すること。なお、④欄以降は、①欄及び③欄に基づいて算出した額を記入してください。

※ ただし、⑩欄は実績額に基づいて算出した⑩欄の額と要綱第5号様式-2又は要綱第6号様式-2の⑩欄の額を比較し、どちらか小さい方に基づく額を記入してください。



(第1号様式-2・第4号様式-2・第6号様式-2の注意事項)

【共通項目】

- 1 表題の第1号様式-2・第4号様式-2・第6号様式-2のうち、該当するものに「レ」を付し、年度を記入し、それぞれ別葉に作成してください。
- 2 「事業区分」欄は、要綱第3条に定める事業の区分名を記載してください。
- 3 「事業箇所名」欄は、施設の名称等を記入してください。また、施設の整備形態等について、「整備形態等」欄に次の略称を記載してください。なお、複数該当する場合は、該当するもの全てを記載してください。
  - ・新築、新設（買収を含む）……………（新）
  - ・増改築、増設、改良……………（改）
  - ・施設の機能転換……………（転）
  - ・PFI事業……………（P）
  - ・賃貸借によるもの……………（貸）
- 4 起債対象事業については、別表第4のうち適用した事業名を備考欄に記載してください。
- 5 継続事業の場合は、①欄又は②欄に、当該年度までの査定事業費総額又は補助対象事業費総額を記入し、⑩欄には、①欄又は②欄の額に基づいて算出した補助基準額から前年度までの補助基準額を控除した額を記入してください。なお、余白に⑩欄に記入した補助基準額の算出根拠を記載してください。ただし、PFI事業は除きます。
- 6 同一の事業箇所において、国庫補助等対象部分（いわゆる補助事業）とそれ以外の部分（いわゆる単独事業）がある場合は、それぞれ別行として記載し、②欄にて①欄の補助対象経費を分割してください。この場合、⑦欄の20,000千円控除の額は、②欄の額の割合で按分して算出し、⑩欄の補助基準額は、⑨欄の額に⑦欄の額を加算した額としてください。

【第1号様式-2（要望事業査定結果集計表）】関係

- 1 ①欄及び②欄に要望事業の査定結果額を記入し、③欄及び⑬欄は記入不要です。  
なお、④欄以降は、①欄及び②欄に基づいて算出した額を記入してください。
- 2 ⑪欄は、すべて補助率1/2対象として算出した額を記入してください。

【第4号様式-2（実施状況結果集計表）】関係

- 1 ①欄及び②欄に実施状況として報告のあった額を記入し、③欄及び⑬欄は記入不要です。  
なお、④欄以降は、①欄及び②欄に基づいて算出した額を記入してください。

【第6号様式-2（実績報告集計表）】関係

- 1 ②欄には、最新の要綱第2号様式-3の「(表頭)申請額(表側)計A」に係る額を記入し、①欄及び③欄は実績報告の査定結果額を記入すること。  
なお、④欄以降は、①欄及び③欄に基づいて算出した額を記入してください。

※ ただし、⑪欄は実績額に基づいて算出した⑪欄の額と要綱第5号様式-2又は要綱第6号様式-2の⑪欄の額をそれぞれ比較し、どちらか小さい方に基づく額を記入してください。

第2号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）  
（第9条関係）

第 号  
年 月 日

市町村長 様

神奈川県知事  
（地域県政総合センター所長）

令和 年度神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号にて申請がありました標記補助金については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金交付決定額 千円

2 交付決定事業名

3 交付条件

- (1) この補助金の対象となる事業の内容は、申請のとおりとする。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容又は交付決定事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げるいずれかの場合については、この限りではない。
  - 経費の配分の変更が、交付決定の基礎となった査定事業費の20%以内であり、かつ事業の内容の変更が、補助の対象とする事業の範囲等から逸脱しない範囲である場合
  - 経費の配分の変更が、入札による減など、事業内容に変更のない場合
- (3) 交付決定事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 交付決定事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は交付決定事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を

受けなければならない。

- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがある。

    - ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
    - イ 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき
  - (6) この補助金は、実績報告書に基づき、精算交付とする。
  - (7) 補助金の交付の決定を受けた市町村等が、規則第 2 条第 4 項に規定する間接補助金等を交付する場合は、同条第 6 項に規定する間接補助事業者等に対し、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 12 条第 5 項、第 13 条第 1 項、第 14 条及び第 15 条と同等の条件を付さなければならない。
  - (8) 交付決定事業ごとの補助金充当可能額（要綱第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する補助金充当可能額（地方創生推進事業）を含む。）の範囲内で、補助金を充当することができる。
  - (9) 交付決定事業に、要綱第 3 条第 4 号アに該当する事業が含まれる市町村は、川崎競馬（神奈川県川崎競馬組合が施行する競馬事業をいう。）の開催に係る広報に協力するとともに、当該事業の成果物等に、当該事業について神奈川県の競馬事業による収益配分金が活用されている旨を表示しなければならない。
  - (10) その他規則、要綱及び神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金実施要領の定めるところによるものとする。
- 4 この補助金に係る実績報告は、実績報告書に内訳書その他必要な書類を添えて、全ての交付決定事業完了の日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 7 日のうち、先に到来する日までに行わなければならない。また、この際に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助金等に係るものを含む。）が明らかなきときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。この精算の結果、補助金に残額が生じた場合は、速やかに返還しなければならない。
- 5 消費税の申告により、この補助金又は間接補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額報告書（要綱第 7 号様式）又は間接補助金等に係る消費税仕入控除税額報告書（要綱第 8 号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。また、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し、これを補助額から減額する必要がある場合には、その全部又は一部を減額又は返還することとなる。

6 交付決定事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することはできない。ただし、次に掲げる期間を経過した場合はこの限りではない。

(1) 不動産及びその従物 10年

ただし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に定める選定事業（以下「PFI事業」という。）により整備された不動産及びその従物であって、その所有権がPFI事業終了後、市町村等に移転する場合についても、当該不動産及びその従物が設置されたときから10年とする。

(2) 取得価格が50万円以上のもの 5年

7 規則第17条の規定により、知事の承認を得て6の財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入のうち補助金に係る部分の返還を命じることがある。

8 交付決定事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を10年間保管しなければならない。

9 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

(問合せ先 )

第3号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）  
（第10条関係）

第 号  
年 月 日

市町村長 様

神奈川県知事  
（地域県政総合センター所長）

令和 年度神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金変更承認決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号にて提出されました令和 年度神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金変更（中止・廃止）承認申請書の内容を審査した結果、変更を承認しましたので通知します。

（問合せ先 ）

第5号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）  
（第12条関係）

第 号  
年 月 日

市町村長 様

神奈川県知事  
（地域県政総合センター所長）

令和 年度神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号にて提出されました変更交付申請書の内容を審査した結果、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり変更交付決定しましたので、規則第6条の規定により通知します。

1 変更交付決定額 千円  
（変更前の交付決定額 千円）

2 交付決定事業名

3 交付条件

- (1) この補助金の対象となる事業の内容は、申請のとおりとする。
- (2) この変更交付の決定に伴う補助金の交付は、実績報告書に基づき、精算交付とする。
- (3) この変更交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受領した日から10日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。
- (4) その他の交付条件については、令和〇年〇月〇日付けの（変更）交付決定通知書のとおりとする。

（問合せ先 ）

第7号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）  
（第15条関係）

第 号  
年 月 日

市町村長 様

神奈川県知事  
（地域県政総合センター所長）

令和 年度神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号にて実績報告のあった標記補助金については、補助金の交付等に関する規則第13条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 補助金交付決定額 | 千円 |
| 2 補助金確定額   | 千円 |

（問合せ先 ）